

中国における租税争訟はなぜ少ないのか：農民負担との関連性からのアプローチ

著者	李 貌
学位授与年月日	2018-02-15
URL	http://doi.org/10.15083/00077777

【別紙 2】

審査の結果の要旨

氏名 李 貌

本論文は、論文題目が示すように、中国における租税争訟はなぜ少ないのか、という問いに導かれて、中華人民共和国成立後今日に至るまでの農民・農村・農業などに課せられる負担（副題においてはこれを農民負担としている）を近代租税法的観点から整理したものである。農民負担のかなりの部分が近代租税制度的観点から構築された制度ではないために租税争訟という形では救済を求めたり、抵抗したりする姿を見ることはできず、それ以外の方法を探って救済を求め、あるいは、抵抗を示しているという結論を得ている。また、この結論を得るために農民負担となっているものを広く歴史的に整理し、農民負担史研究としての成果となっている。

以下、論文の要旨を述べる。

第一章は、1949年から1950年代中期の農民負担を概観する。1953年から第一次五カ年計画が開始されるが、この時期においては市場的要素も認められ、多様な所有・経営形態も認められていた。そうした経済体制のもとで農民は税負担（農業税としての公糧負担）と税外負担（農村部学校運営費用などの費用負担）とを負っていた。農業税に関しては納税者として不服申し立てや訴えを起こす権利があったものの、こうした制度の使用頻度は高くなかった。農村部に設けられた「人民法廷」は、土地改革やその後の農村統治の装置であったからである。農民は、政治協商会議（人民代表大会が成立するまでは代議機関であり、人民代表大会が成立した後は統一戦線組織となった）の委員を通じて窮状を訴えたり、書面または対面での陳情（以下、「信訪」とする）を行った。また、ときには徴収に対する暴力的抵抗を行った。

第二章は、社会主義化（農村における協同農場化としての集団化と商工業企業の国営化・協同化）が急速に進んだ1950年代中期から、1980年代中期を概観する。農業税税収は1958年からの大躍進で大幅に増加し、そのことは飢饉を含む農村の荒廃をもたらした。そのため1962年には1950年代初期の水準に下げられている。むしろ重い負担となったのは、国家による農産品の安い価格による統一的買い付けと高い価格による農業用品の統一的販

売である。また、労務の供出も負担となった。司法機関は、1957年以降の反右派闘争や文化大革命などの政治運動の中で機能を果たすことができなくなっていった。農民が窮状を訴える手段は、信訪であった。また、農業集団からの退出や農地を個々の農家に委ねることを求めることで抵抗し、あるいは都市部に逃走したり、農産物を闇市場に流すといった抵抗を行った。

第三章は、市場メカニズムが導入され始めた1980年代初期（1980年代前半は、第二章の終わりでもあり、第三章の始まりでもある）から、2006年の農業税廃止までを概観する。その前半は計画経済メカニズムを主としつつ市場メカニズムの漸進的導入で刺激を与えようとするものであり、地方政府が財政収入の一定部分を上納し、それを果たした残りが地方に留保されるという財政制度であった。この時期の後半は1992, 1993年ころから始まる市場メカニズムの全面的導入の時期であり、税収を財政の基盤とした上で、中央と地方とでそれを分けるものであった。税収のかなりが中央のものとなったので、地方税収は財政を賄うには足りないものとなった。この時期には農業税、「屠宰税」、「契税」、農業特産税といった農業四税があったが、むしろ重いのは農村部における費用や労務の割り当てであり、また、その対象は農家だけではなく、農村部の企業も含まれていた。この時期には租税法の整備が始まり、不服審査や訴訟などの救済手続きも設けられていたが、主たる負担は税外負担であったので、租税法以外の行政法上の争訟によって救済を求めた。また、農民は、負担を負うものとして村民の自治組織たる村民委員会に「村務公開」を求めるといった負担者としての意識を持ち始めた。広義には、納税者としての権利の意識とみることができる。

第四章は、農業税が廃止された2006年から今日までの概観である。農民は租税法上は都市住民と同じ税を担うものとなった。しかし、この時期においても農民にとっての主たる負担は税ではなく、土地収用である。土地管理法及び物権法が定めるところにより、農村の土地を農業目的以外で開発する場合には、村などを主体とする集団所有から国有に変えて建設用地使用权を設定しなければならない。国家が農村の土地を収用する際には農地の基準が適用され、それは国家が開発業者に建設用地使用权として譲渡する価格よりも低い。その差額が地方の財政収入となり、第三章で述べた時期の後半に現れた地方財政収入の不足を補っている。農民にすれば、得べかりし利益を失ったことになる。また、収用が農民の十分な同意のもとで行われない場合も少なくない。このため、紛争は「信訪」や行政争訟で解決されることになる。これらで解決できない場合には、自殺や集団的暴力的抵抗も

行われる。

以下、本論文の評価に入る。

本論文の長所の第一は、冒頭に述べたように、農民負担について近代租税法的観点から全体を見直した点である。本論文がとりあげたことからのかなりは、それぞれ個別には先行研究があるが、法令類を詳細に整理し、その全体を租税という枠組で見た点は成果として評価できる。

第二は、近代租税法的観点から整理したことにより、実質的な負担を課せられながらも租税法制度における争訟制度によっては不服を申し立てることができず、租税以外の分野での行政争訟や「信訪」と呼ばれる陳情活動、都市部への逃走、統制外での農産品販売、さらには自殺・集団的暴力的抵抗を含むそれ以外の方法で救済を求めたり、抵抗したりする姿を描き出したことである。

第三は、1990年代以降税収を財政の軸とする体制が整備され、今世紀にはいつてからは租税法律主義も意識されるようになった現行の租税制度について学術的観点から整理を行ったことである。

しかしながら、本論文にも短所がないわけではない。

第一には、農民負担について一定の説得力のある結論が得られたとしても、商工業企業や都市労働者についての考察がなければ中国全体を論じたことにはならない。また、税で足りなければ費用徴収で賄おうとすることは清代にも中華民国にも見られたことであり、歴史的考察が今後さらに求められる。

第二に、租税法的観点から見直しつつ、その対象としたものの多くが近代租税制度としてのものではない、という構成をとるために、論文の構成としてはやや読みにくいものとなっている。論文の構成にさらに工夫があれば、より読みやすいものとなったと思われる。各章の始めに序を設けたり、財政のあり方、とくに社会主義国家の財政との関係について読者に見通しを与えるなどの工夫があれば説得力はより増したであろう。

但し、これらは今後の研究によって改良し、研究の完成度を高めるべきことがらであり、著者の研究の進展によって達成可能なことであって、本論文の意義と価値とを大きく損なうものではない。

以上から、本論文の筆者が自立した研究者あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることは明らか

であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。